

産業科学研究所附属量子ビーム科学研究施設
電子ライナック運転・利用規則

1. 利用時間

1)利用時間は原則として9:00から翌日9:00とする。終了時刻(9:00)までに片付けも完了すること。第1シフトは9:00から19:00、第2シフトは19:00から翌朝9:00までとする。

なお、前日の利用者または第2シフト利用者が、翌日の利用者と同一の照射室を利用する場合、部屋の片づけを含め利用時間を午前7時までとする(午前7時までに照射室を翌日の利用者に明け渡すこと)。ただし、利用前日までに利用者間で相談し翌日の利用者の許可が得られた場合のみ、前日の利用者が午前7時以降午前9時まで利用を延長することができるものとする。

2. 運転の申請手続き

1)ライナックの利用ができるものは、ライナック棟における利用課題として採択され、LバンドライナックまたはSバンドライナックのマシントイムが与えられた者(以下利用者という)に限る。

2)利用希望者は量子ビーム科学研究施設(以下施設という)に利用実施申込書を指定された期日までに提出し、承認を受けなければならない。また、記載事項に変更等が生じた場合は、少なくとも利用日の1週間前までに届けること。

3. 運転・利用方法

1. 運転に際しては、利用責任者、運転責任者、運転者を定めておかなければならない。
2. 実験責任者、運転責任者、運転責任者を申込書に記載すること。
3. 運転責任者は量子ビーム科学研究施設専任・兼任教員(以下施設員という)であり、運転資格保持者であること。
4. 利用責任者は運転責任者の代わりの責任を有する者である。
5. 運転者は、資格Aまたは資格Bを所持する者、若しくは量子ビーム科学研究施設専門委員会(以下専門委員会という)で認められた者であること。
6. ライナックの利用時間は運転者の資格により制限される。
7. 資格Aを有する運転者は、ライナックのシャットダウンを行うことができる。
8. 資格Bを有する運転者は、ライナックの立ち上げ、ビーム調整及びシャットダウンを行うことができる。
9. 運転・利用は放射線業務従事者複数名で行うこと。
10. ライナック棟及び管理区域への出入りは別に定める量子ビーム科学研究施設利用規則に従うこと。

4. 利用責任者・運転責任者が行わなければならないこと。

- 1) 実験装置の健全性に留意し、事故防止に努めること。
- 2) ライナック運転者と緊密に連絡をとり、事故防止に努めること。
- 3) 加速器や実験装置の変化や異常により実験の継続が困難になった場合は、実験を中止するとともに必要に応じ、直ちに実験室及び放射線取扱主任者に連絡すること。
- 4) 使用記録を運転者と協力し作成すること。

5. 運転者が行わなければならないこと

- 1) 利用責任者・運転責任者の指示に従って運転を行うこと。
- 2) 運転に際しては、加速器や利用者の状況、施設の状況全般に常に注意し、安全に万全を期すること。
- 3) 別に定める運転マニュアルに従うこと。
- 4) 運転を開始する前に加速器、及び設備に関して異常や注意事項の有無を確認すること。
- 5) 運転時間中は常駐し、利用責任者・運転責任者と十分連絡を取ること。
- 6) 使用記録に使用状況等の必要事項の記録を行うこと。また、必要に応じて、翌日の運転者に申し送ること。
- 7) 加速器や実験装置の変化や異常により実験の継続が困難になった場合は、所定の手順に従って直ちにライナックを停止し、実験責任者に連絡すること。

6. 利用責任者・運転責任者、運転者、及び利用者が行わなければならないこと

- 1) 安全を確保するために、放射線等関係法令、規則を熟知し、日頃から施設全般の状況に関する知識を得るようにすること。
- 2) ライナック棟とその施設、加速装置及び利用者の安全確保に関する十分な知識を持つように努めること。

7. 事故時等の措置

- 1) 火災、放射線事故、その他の事故や緊急時には、定められた措置及び連絡を行うこと。

8. 付記事項

- 1) 利用責任者・運転責任者、運転者及び利用者は、本規則を順守し、特に相互の安全を優先して実験を行うこと。
- 2) 加速器運転に係る資格 A、資格 B は、専門委員会での審議を経て、施設長が運転者の認定を行う。
- 3) 専門委員会による L バンドライナック運転者（資格 A、資格 B）の審議に先立ち、以下の手順を踏むものとする。

- (ア) 資格認定を希望する実験室員は資格 B 保持者立ち合いのもとで運転訓練を行う。
- (イ) 資格 B 保持者複数名の推薦を持って運転訓練修了とする。
- (ウ) 推薦者となる資格 B 保持者は、運転訓練修了後すみやかに施設に報告すること。

[参考]

Lバンドライナック利用時間と利用体制

利用時間		9:00-翌朝 9:00 *翌日の利用者と同一の照射室を利用する場合、翌朝 7 時には照射室を次の利用者に明け渡すこと。ただし、利用者間で合意が得られている場合、前日の利用者が 7 時以降の延長利用は可能とする。
利用時間	第 1 シフト 9 : 00 ~ 19 : 00	第 2 シフト 19:00 ~ 翌朝 9:00 *注意事項は上に順ずる
量子ビーム科学研究施設の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 装置の立ち上げ ・ ビーム調整 ・ 運転 ・ 装置のシャットダウン 	
利用者の役割分担	利用責任者・運転責任者 運転（可能であれば）	利用責任者・運転責任者 ビーム調整 運転

Sバンドライナック利用時間と利用体制

利用時間	9:00-翌朝 9:00
量子ビーム科学研究施設の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 装置の立ち上げ ・ ビーム調整 ・ 運転 ・ 装置のシャットダウン

各種作業の適格者

ビームの ON/OFF	資格 A 又は B
ビーム調整	資格 B
空調立ち上げ	資格 B
シャットダウン	資格 A 又は B
立ち上げ要員	資格 B
保守	量子ビーム科学研究施設専任・兼任教員

資格 A, B を取得可能な対象

資格 A	量子ビーム科学研究施設専任・兼任教員および、これらの研究室に所属する大学院生並びに職員
資格 B	量子ビーム科学研究施設専任・兼任教員